

財産分与

Q	A
財産分与について教えてください。また、離婚の調停では、財産分与についてどのように話し合いが進められるのですか。	<p>財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際に又は離婚後に分けることを言います。</p> <p>離婚後、財産分与について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に財産分与の調停又は審判の申立てをして、財産分与を求めるることができます。ただし、離婚した日の翌日から起算して5年を経過したときには、この申立てをすることはできません（※令和8年4月1日より前に離婚等をした場合においては、離婚の日の翌日から起算して2年を経過したときには、この申立てをすることはできません。）。</p> <p>なお、離婚前であれば、夫婦関係調整調停（離婚）の中で、財産分与について話し合いすることができます。</p> <p>→申立手続等については「財産分与請求調停」及び「夫婦関係調整調停（離婚）」をご覧ください。</p>